

幼児教育・保育の無償化に関する給付認定について

令和元年10月から幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の充実に向け、幼児教育・保育の無償化が始まりました。

必読!

預かり保育の無償化の対象になるには、**保育要件**(※)があり、**施設等利用給付認定**を受けることが必要です。中に折り込んでいる**「施設等利用給付認定申請書」等**を期限までに**園へ直接**提出してください。

※保育要件などの詳細は中面をご確認ください。

※利用者負担額(保育料)の無償化については手続き不要です。

この書類の「新2号・新3号」とは令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い改正された子ども・子育て支援法第30条の4第2～3号の認定(「施設等利用給付認定」)を受けた子どもをいう。

※新2号：3歳児クラス(年少組)～5歳児クラス(年長組)

※新3号：満3歳となった日からその年度末まで、保育の必要性がありかつ市町村民税非課税世帯

【無償になる費用】

●預かり保育利用料

対象者：**「保育の必要性の認定」**を受けた3歳児から5歳児までの園児

↳ 中面で確認してください。

※満3歳児は保育の必要性がありかつ市町村民税非課税世帯が対象

対象利用料：預かり保育の利用日数に応じて、月額上限11,300円(満3歳児は16,300円)まで。

※認定を受けた方は、一度園に料金を支払い、その後利用費の請求をしていただくことで償還します。

※園が実施する預かり保育時間が一定の基準より少ない場合、認可外保育施設が無償化対象となることがあります。

<預かり保育無償化分の算出方法>

次のアとイを比較して低い方の金額が補助されます。

ア：預かり保育利用料として園に支払った額

イ：利用日数 × 450円(日額単価)として算出した額

<事例1>

A児童分として〇月に月額1万円を支払い21日間預かり保育を利用した。

ア：1万円

イ：21日 × 450円 = 9,450円

よって、A児童の〇月の預かり保育料無償化額は **9,450円**となる。

<事例2>

B児童分として△月に日額400円で19日利用、7,600円を園に支払った。

ア：7,600円

イ：19日 × 450円 = 8,550円

よって、B児童分の△月の預かり保育料無償化額は **7,600円**となる。

【申請書類・申請方法】

- 『子育てのための施設等利用給付認定申請書(法第30条の4 **第2号・第3号**)』

→ **新2号・新3号の給付認定申請書**

- 保育要件の確認書類 ※「保育要件とは」の③をご確認ください。

※新2号・新3号認定を受けることで、預かり保育料が無償となります。

※申請書に記入・押印し、**必ず専用封筒に入れ、のり付けなどで封をして**直接園へ提出してください。記入漏れ・不備等があった場合、申請は成立しません。

※就労要件を証明する「労働申告書」は枚方市ホームページからプリントアウトができます。インターネット環境がない場合は、園から受け取っていただけます。

※新2・新3号認定(無償化)の申請で提出された保育要件の確認書類は、保育所(園)・認定こども園(保育園部分)等への申込等で必要な書類としては原則受付しませんので、別途ご提出いただきますようお願いいたします。

【提出先】

在園している認定こども園・幼稚園に直接提出してください。

【保育要件とは】

① 保育認定の事由

保育認定を受けるには、父・母のいずれもが次の表のいずれかに該当する場合で、家庭での保育が困難であることが条件となります。

	保育認定の事由	保育認定事由の要件
1	就 労	1か月当たり実働64時間以上の就労をしていること。(居宅外自営含む)居宅内での自営、月2万円以上の収入がある内職をしていること。(内職は労働申告書提出時に1か月以上の収入実績が必要です。)
2	妊 娠・ 出 産	妊娠に伴う心身の不調等により家庭での保育が困難であること。または、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は14週)の前日が属する月の初日から、出産後8週間が経過する日の翌日が属する月の末日までであること。
3	保護者の 疾病・障害	保護者が疾病、負傷、または障害を有していること。
4	同居親族の 介護・看護	長期にわたる疾病、または障害を有する同居の親族を常時介護していること。(親族の介護・看護のために保育の利用をご希望の場合は、事前にご相談ください。)
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(ただし、保護者自身が被災した場合に限る)。
6	求職活動	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っていること。
7	就 学※1	1か月当たり64時間以上就学していること。
8	下の子の育児休業	既に保育を利用している児童で、かつ、下の子の育児休業取得時に引き続き保育が必要であると認められること。
9	その他	上記に類する状態にあると認められる場合。

※1 就学を認定事由とする場合、対象となる学校は限定されますので、お問い合わせください。

②保育認定の有効期間

保育認定の事由	認定の有効期間〈利用可能期間〉
就労 同居親族の介護・看護 災害復旧	当該子どもの小学校就学前まで
保護者の疾病・障害	診断書の記載等により家庭での保育が困難と認められる期間
妊娠・出産	出産予定日の6週前（多胎妊娠の場合は14週）の前日が属する月の初日から、 出産後8週が経過する日の翌日が属する月の末日まで（子どもの小学校就学前までの方が短い場合はその期間）
求職活動	有効期間の開始日から最大90日が経過する日が属する月の末日まで（子どもの小学校就学前までの方が短い場合はその期間）
就学	保護者の卒業・修了まで（子どもの小学校就学前までの短い期間）
その他	市長が必要と認める期間

③保育要件の確認書類の提出(新2号、新3号)

認定申請と同時に以下の保育要件を確認する書類の提出(父・母いずれも)が必要です。

保育認定事由	確認書類
1 就 労	労働申告書(所定用紙) <u>※所定用紙は枚方市ホームページからプリントアウトができます。インターネット環境がない場合は園から受け取っていただけます。</u> <u>※父母が就労の場合は、父母それぞれの労働申告書の提出が必要です。</u> <u>※勤務先によっては、証明までに数週間かかる場合がありますので、早目にご準備ください。</u> ※育児休業明けの勤務復帰日から保育の利用を希望する場合は、産前産後休業及び育児休業取得申告書(所定用紙)も必要
2 妊娠・出産	母子健康手帳の写し(母氏名・出産分娩予定日記載の部分) ※ただし、産前6週前の前日が属する月の初日以前の利用を希望する場合、別途書類が必要
3 保護者の 疾病・障害	疾病・負傷 診断書(原本)※病名、保育困難であることの記載があるもの
	障害 障害者手帳の写し
4 同居親族の介護・看護	障害者手帳の写し又は介護保険証(要介護3以上)の写し又は常時介護が必要であることの記載がある診断書(原本)(親族の介護・看護のために保育の利用をご希望の場合は、事前にご相談ください。)
5 災害復旧	罹災証明書等
6 求職活動	求職活動申立書(所定用紙) <u>※所定用紙は園から受け取っていただけます。</u> ハローワークカード又はハローワーク受付票(いずれもハローワークで発行)の写し
7 就 学	在学証明書(入学予定の場合は合格通知等) 就学カリキュラム・時間割等(就学時間帯及び時間数がわかるもの、月64時間以上)
8 下の子の育児休業	産前産後休業及び育児休業取得申告書(所定用紙)
9 その他	市長が必要と認める書類

提出前に最後のチェック！！

Check!

<input type="checkbox"/>	<p>保育要件があるかどうか？</p> <p>⇒P. 2の【保育要件とは】「①保育認定の事由」で確認してください。</p> <p>※利用開始日において保育要件があるか確認してください。申請いただいた内容から変更があった場合は、保育幼稚園入園課までご連絡ください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>保育要件が<u>ある</u>場合、「<u>保育要件の確認書類</u>」の準備ができているか？</p> <p>⇒P. 3の「③保育認定の確認書類の提出」で確認し、必要な書類を準備してください。<u>父母いずれも</u>保育要件の確認書類が必要です。また、勤務先が証明した労働申告書等の記載必須欄の<u>記載漏れはないか</u>確認してください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>保育要件が<u>ある</u>場合、「<u>子育てのための施設等利用給付認定申請書(第30条の4第2号・第3号)</u>」に漏れなく記入できているか？</p> <p>⇒もう一度、申請書を見て、記入・押印が漏れていないか確認してください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>専用封筒の表裏の記入が終わっているか？</p> <p>⇒専用封筒を確認してください。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>専用封筒に必要な書類を封入し、封緘(のり付けなど)しているか？</p> <p>⇒必要書類を専用封筒に入れ、封緘してください。</p>

問合せ先

枚方市役所 子ども未来部 保育幼稚園入園課

TEL:072-807-3206(直通)

FAX:072-841-4319